

十四号半印勘合符文を給し、通事蔡錦等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の軍兵の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

王舅一員 毛鳳儀 人伴一十名

長史一員 金応魁 人伴一十名

使者一員 俞美玉 人伴五名

通事一員 蔡錦 人伴二名

存留在船使者二員 栢寿 吳自福 人伴五名

存留在船通事一員 蔡崇貴 人伴二名

管船火長・直庫二名 林世厚 馬故巴

右の符文は通事蔡錦等に付し、此れに准ぜしむ

万曆三十八年（一六一〇）正月二十日給す

符文

注*（一八一〇四）（一八一〇五）を参照。また『明実録』万曆三十八年

七月辛酉の条に関連の記事がある。

1-26-16

琉球国王府の、進貢のため長史蔡堅等を遣わす符文

（一六一〇、九、二）

琉球国中山王府、進貢の事の為にす。

万曆三十八年（一六一〇）五月初二日、憲諭を奉ずるに、旧例に查循して敬んで貢職を修めよ、等の情あり。此れを奉ず。随いで查照するに、本年は例として貢期に該る。今、特に長史蔡堅を遣わし、使者・通事等の官を率領し、表箋文各一通を捧ぜしむ。小船二隻に坐駕し、貢儀の馬四匹・硫黄一万斤を分載し、毎船に馬二匹・硫黄五千斤を載し、福建等処承宣布政使司に前赴して告投し、員役を転送して京に赴かしむ。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、今、洪字第五十五号半印勘合符文を給し、通事林世重等に付し収執して前去せしむ。如し関津把隘の去処の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

長史一員 蔡堅 人伴一十名

使者一員 馬成驥 人伴五名

通事一員 林世重 人伴三名

存留在船使者三員 馬似竜 馬成麟 麻吾刺 人伴七名

管船火長・直庫二名 馬珎 馬珠

右の符文は通事林世重等に付し、此れに准ぜしむ

貢物を除く外、附搭の土夏布二百匹

万曆三十八年（一六一〇）九月初二日給す

符文

1-26-17

国王尚寧の、勅諭を受け、進貢謝恩するため法司馬良弼等を遣わす符文（一六一二、一、二六）

琉球国中山王尚（寧）、開議、進貢、謝恩の事の為にす。

万曆三十九年（一六一一）十月十九日、帰国し、皇帝の勅諭を欽奉し、欽遵して奉行す。此れを欽む。欽遵し、例として当に進貢し謝恩すべし。今、特に法司馬良弼を遣わし、正議大夫鄭俊等と共に、表文一通を齎捧せしむ。鳥船一隻に坐駕し、馬四匹・硫

黄一万斤・直金沙魚皮靶直金結束黒漆鞘腰刀二把・直銀沙魚皮靶直銀結束黒漆鞘腰刀二把・沙魚皮靶鍍金銅結束黒漆鞘腰刀二十把・鍍金銅結束黒漆鞘紅漆柄袈刀一十把・鍍金銅結束黒漆鞘紅漆柄鎗一十把・扣線結黒角甲二領・鉄盛二頂・護面、胸掩、手套護腿、全六幅・真金描囲屏一对を共載し、前来して進貢し謝恩す。

今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便

ならざるを恐る。今、洪字第五十九号半印勘合符文を給し、都通事梁順等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

今開す 赴京の

法司一員 馬良弼 人伴一十名

正議大夫一員 鄭俊 人伴一十名

使者一員 蔡宝 人伴五名

都通事一員 梁順 人伴五名

存留在船使者二員 金松 馮応定 人伴五名

存留在船通事一員 林国用 人伴二名

管船火長・直庫二名 王明 馬故巴

貢謝の方物を除く外、附搭の土夏布二百匹

右の符文は都通事梁順に付し、此れに准ぜしむ

万曆四十年（一六一二）正月二十六日給す

符文

注 (1) 帰国 尚寧が薩摩から帰国した。（一八〇六）参照。

(2) 皇帝の勅諭（〇一三二）。

(3) 金松 中村渠親雲上信峯。一五七二—一六二五年。那覇金氏（宮城家）一世（家譜（四）一一五頁）。